

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法(基本法)

ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国〔以下、単にロシア共和国とする-訳注〕人民代議員大会は、ロシアの勤労者の社会主義的選択、ソビエト国家の民主主義原則を尊重し、法治国家の建設、民主主義と自主管理〔自治〕の原則に基づく政治システム、の発展、人民の福祉の保障のための多様な所有形態と市場的諸関係の発展に基づく効率的な経済を打ち立てることをめざし、

この憲法、すなわちロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の基本法を採択する。

憲法は、以下の民主的な諸原則に基づく国家体制および社会体制を確立する。

- ソビエト社会主義共和国連邦の構成部分としての主権を有するロシア共和国
 - 人民の権力および自主管理の基礎としての人民代議員ソビエト
 - 政治的およびイデオロギー的多様性に基づく政治生活の組織および国家権力の作用；社会体制および国家体制の暴力的転覆を目的とするイデオロギーの普及、民族的および宗教的な憎悪の宣伝、ならびに社会の道徳的基盤を掘りくずす宣伝の禁止
 - 経済活動の自由、人の人による搾取を除くすべての所有および経営形態の平等な法的保護；所有形態および経営方法の選択における労働集団の優先的権利
 - コルホーズ、ソフホーズ、農民的および個人的経営にとっての平等の経済的条件；土地区画の所有者によるその土地の相続可能な占有の承認
 - 労働、労働能力のあるすべての住民の就業保障に対する市民の保証された権利；労働の結果を自由に分配する勤労者の権利
 - 勤労者の社会的保護、市民の住宅、無料の医療、教育、および生活可能な最低生活水準に対する権利の保証
 - ロシア共和国のすべての人民（民族）の法的および政治的平等、民族的自決の自由、ロシア共和国の全領域におけるすべての民族の市民の平等な権利
 - 市民の個人的（人身の）安全、堅固な社会秩序
- ロシア共和国は、すべての人民（民族）の意思と利益を表現し、相互理解、相互援助および兄弟的な連帯に基づいて、ソビエト社会主義共和国連邦のすべての人民（民族）の自発的で平等の協力および団結に対する自己の忠誠を宣言する。

第1編 ロシア共和国の社会体制の原則

第1章 ロシア共和国の政治システム

第1条 ロシア共和国-全人民国家

ロシア・ソビエト連邦社会主义共和国は、多民族からなるロシアの勤労者によって創設され、共通の歴史的運命によって結びついたすべての民族およびナロードノスチの市民の利益を表現する主権的な民主的な国家である。

第2条 人民の主権

ロシア共和国の人民は、国家権力の唯一の源泉である。人民は、直接に、または代表制機関、執行機関および司法機関のシステムをとおして、ならびに自主管理諸機関によって自己に帰属する権力を行使する。

第3条 直接的人民統治

- ① 国家的および社会的生活のもっとも重要な問題は、これを人民の討議、または人民投票（レフエレンダム）にこれを付す。ロシア共和国の政治システムおよび経済システムの憲法原則の変更に関する問題は、もっぱら共和国レフェレンダムによってこれを解決する。
- ② 直接的な人民統治は、法律の定めるその他の形態においても実現される。

第4条 ソビエト（複）-人民権力機関

人民代表（制）機関のシステムである人民代議員ソビエトが、ロシア共和国の国家組織の基礎である。人民代議員ソビエトは、人民の利益を表現し、人民に対して報告義務を負う。

第5条 個人と国家

- ① 人は、社会の最高の価値である。
- ② ロシア共和国は、人の権利を尊重し、これを保護し、その自由な発達のための条件を整備し、社会および集団における人の地位の基礎である労働を奨励し、社会的公正および個人の保護を保証する。国家は、社会的および民族的問題を解決する際に人の権利を優先する。

第6条 社会と国家

- ① 国家、その諸機関および公務員は、社会の任意の一部ではなく、全体に奉仕する。国家は、市民的合意および和解に基づいてロシア共和国のすべての階級および社会層、すべての民族および少数民族（ナロードノスチ）の団結を促進する。
- ② 国家は、政治的な制度および見解の民主的な多様性の条件のもとでその活動を行い、人種的、民族的および宗教上の憎悪の扇動を禁止する。

③ 国家の権威を高め、国家の属性および象徴を尊敬することは、すべての市民、社会団体、労働集団およびマスメディアの義務である。

第7条 ロシア共和国—法治国家

① ロシア共和国において、すべての規範的法令に対する憲法の最高性および法律の優位が保障される。

② 立法権、執行権および裁判（司法）権は分立し、ロシア共和国憲法および法律に基づいて相互に作用しあう。

③ 国家機関および公務員は、ロシア共和国憲法および法律の定める形態とその枠内で行動する。

④ 法律は、労働人民の意思と利益を表現し、経済的な根拠を有し、社会的に公正であり、定められた手続によってこれを採択しなければならない。

⑤ 法律は、遡及効をもたない。ただし、法律が、犯した違法行為に対する市民の責任を廃止したは軽減した場合はこのかぎりでない。

第8条 社会団体、政党および大衆運動

① 社会団体、政党および大衆運動は、社会の政治生活、国家の政策の策定、国家的、社会的事項の管理に参加する。それぞれの綱領および規約に定める機能を遂行する場合、これらの団体および運動は、ロシア共和国憲法および法律の枠内で行動する。

② 定められた手続により登録された社会団体、政党、および大衆運動の機関は、法人の権利を享受する。これらの団体および運動は、その規約上の課題を達成するために建物、施設、住宅フォンド、文化・啓発施設、健康増進施設、およびその他の財産に対する所有権を保証される。

③ 社会団体、政党および大衆運動は、法律の定める手続により、市民が自由にこれを結成する。その組織および活動は、構成員の自発性と自主管理（自治）に基づく。国家および他の政党または団体からのその内部事項への干渉は、これを禁止する。

第9条 労働集団

① 労働集団は、直接に、またはその設置する自主管理機関をとおして、国家的および社会的事項の討議および解決、人民代議員ソビエトの候補者の推薦、選挙運動の実施、ソビエト、その執行機関および公務員の活動に対する社会的監督の遂行に参加する。

② 労働集団は、地域の社会経済発展および地方自治、社会秩序の維持、市民の権利および法的利益の問題の解決において地方ソビエトと協力する。

第10条 マスメディア

① 国家、社会団体、政党、大衆運動および労働集団は、マスメディアを設立することができる。マスメディアの設立手続、その権利、義務および責任は、法律によってこれを定める。

② マスメディアは、検閲から自由である。国家機関、社会団体、政党もしくは政治的グループまたは特定の個人によるマスメディアの独占は、これを禁止する。

第2章 経済諸関係の原則

第11条 経済活動の自由

ロシア共和国においては、市民および労働集団の経済的自由、所有形態の多様性およびその法的保護の平等な条件が保障される。社会的利益を考慮して、法律は、市民および労働集団の経済的活動の自由の限度（枠）を定める。

第12条 勤労者の経済的権力

勤労者の経済的権力は、勤労者の生産手段および労働の結果に対する権利、所有形態の如何にかかわらずに労働集団の自主管理機関または労働組合をとおして企業の諸事項の管理、ならびに國家の経済政策の策定および社会の利益のためのすべての所有形態の合理的な利用に対する監督に参加する機会によって、保障される。企業の活動の基礎となる所有形態の選択は、労働集団の合意が必要である。

第13条 経済的公正

- ① 社会的富および各人の福祉の増大の源泉は、その結果が社会および集団における人の地位を決定する自由な社会的有用労働である。社会関係のシステムとしての人の人による搾取、ならびに労働者の生産手段およびその労働の結果からの疎外は、これを禁止する。労働者は、任意の所有形態に基づく企業で働く労働者は、法律によって、雇用、解雇、報酬、労働保護、労働権の保護の公正な条件、および労働組合を通じたその利益の代表権を保障される。
- ② 事前に作成された社会的保護に関する計画なしに、大量失業を引き起こす経済改革（改造）は、これを禁止する。

第14条 ソ連邦経済の構成部分としてのロシア共和国経済

ロシア共和国は、ソ連邦の領域内において形成される国民経済複合体の独立した構成部分である。ロシア共和国のソ連邦または他の連邦構成共和国との経済関係は、連邦条約、連邦の法令および協定に基づいて打ち立てられる。

および協定に基づいて、これを打ち立てる。

第15条 国家と経済

ロシア共和国は、条件を整備し、生産のダイナミックな発展、労働生産性の向上ならびに社会および各労働者（働き手）の福祉の増大をめざす労働集団および市民の経済的イニシアティヴを奨励する。このために、ロシア共和国は以下のことを行う。

- 1) 経済活動を規制し、市場メカニズムの発展、独占の禁止、勤労者の利益の保護を保障する規範的アクトを制定する
- 2) 経済の計画的規制、全ロシア的な科学・技術および社会計画の策定および実行を行い、その過程への企業および個々の市民が参加する条件を整備する
- 3) 人民企業を創設し、国家的所有を労働集団の全権的經濟的保有に移管し、法律に定めがある場合には、人民企業が直接にこれを管理する
- 4) 経済生活の参加者に国民經濟の状態および發展展望、市況に関する情報を保障する
- 5) 統一的な（統一的な）投資、財政政策を実行する
- 6) 経済活動（作用）に必要な施設および機関を組織する（証券および商品取引所、労働者およびその労働能力の養成（訓練）および再養成（訓練）機関を含む）
- 7) 対外経済、連邦（ソ連邦）内および地域間の結びつきの調整を行う
- 8) 連邦經濟の総合的發展を保障し、地域におけるその發展を促進する

第16条 ロシア共和国における所有

- ① ロシア共和国における支配的所有形態は、全ロシア的所有、ロシア共和国に加入する共和国の人民の所有（共和国所有）、地方（クライ）、州、市、地区の住民の所有（公有、自治体所有）からなるロシア共和国人民の所有（人民所有）である。
- ② 人民所有は、ロシア共和国人民の労働によって構築され、連邦經濟の基礎であり、市民の社会的権利および自由の保証である。
- ③ 労働者の権限は、人民の名において、かつその利益のために、連邦、ロシア共和国を構成する共和国の諸機関、および地方人民代議員ソビエトがこれを行使する。人民所有の運命を決する諸問題は、レフェレンダムによってこれを解決する。
- ④ ロシア共和国においては、社会団体および社会組織の所有を含め、多様な形態の集団的所有の發展が奨励される。
- ⑤ ロシア共和国の市民に帰属する所有（財産）は、その需要の充足のために（市民の個人所有）、および法律が禁止していないあらゆる形態の經濟活動の遂行のために、市民がこれを使用することができる（限定的私的所有）。ロシア共和国は、その領域内にある全連邦（ソ連邦）的所有的管理に参加する。

第17条 所有（権）の表現形態

- ① 人民的所有、集団的所有および私的所有は、現物、または株式、債券、手形、紙幣等の有価証券の形をとることができる。法律の定める手続で、株式およびその他の有価証券は、人民企業お

- より集団（的）企業がこれを発行し、取得する。
- ② 企業の労働者は、その企業の株式および有価証券を取得し、基礎的な収入源ではないものとしてこれを使用し、それを相続財産とする。
- ③ 株式およびその他の有価証券の住民への自由な販売、ならびに一定の個人の手へのそれらの集中、株式およびその他の床証券の基本的収入源への移転は、これを禁止する。

第18条 土地およびその他の天然資源に対する所有

- ① 土地、地下資源、水資源、および自然状態にある動植物界は、排他的に人民的所有とされる。土地の処分権は、人民の全権代表である人民代議員ソビエトに属する。
- ② 土地区画は、組織および市民に保有および利用においてのみこれを提供し、そこには、法令にしたがって市民の終身的で相続可能な保有を含む。土地に対する私的所有、その売買は、これを禁止する。農業用の土地は、そのより効率的な利用を保障する土地保有者および土地利用者に競争原理によりこれを配分する。

第19条 人民的所有の直接的国家管理

- ① 国家的独占が必要な、社会にとって生活上重要な意義を有する基本的な生産部門においては、企業は国家が直接に管理する。その長は、労働集団の意見を考慮して、国家機関がこれを任命する。人民財産は、経済運営（経営）管理部に移転する。企業活動の計画（策定）は、国家的課題および必要な資源を保障する協約に基づいて行われる。
- ② 非生産的領域の人民財産は、施設管理部の業務的管理とする。
- ③ 企業、団体および施設は、法律の定める形態で、労働集団の参加のもとに国家機関および公務員がこれを管理する。
- ④ 国家予算の資金、および企業および施設に割り当てられていない他の人民財産は、国有財産とする（国庫にこれを入れる）。

第20条 労働集団による人民的所有の全権的保有

- ① 国家的独占の不存在が十分な市場規制のための可能性を開く国民経済領域において、人民的所有は、労働集団、国家および社会のために生産フォンドの効率的利用を定める協約にしたがい、国家によって企業の労働集団の全権的経営（経済）的保有（別案；完全な経済的保有）に無償で移転される。
- ② 企業の長は、労働集団がこれを選出する。企業は、完全な、計画上、財産上、財政上の独立性を有する。生産手段の保有者として、労働集団は、生産物の所有者であり、納税およびその他の義務的支払いの後に残る収益を独立して処分する。
- ③ 労働集団が自己に移転した人民財産の価値を根拠なく減少させ、または協約に定める規模に成

長させえない場合、この財産をこの労働集団に移管した国家機関は、企業を一時的に非生産的国家管理レジーム（処分、制度）に移すことができる。

第21条 集団的所有

- ① 集団的（コルホーズ、協同組合およびその他の）所有となるのは、創設しました取得した生産手段およびそれによって生み出した生産物に対する全般的所有である。
- ② 集団的企業は、集団構成員の力によって定款上の生産・経済的活動を行い、独立して経済活動の特色および操業（管轄）の選択を行う。協同組合においては、労働協定および請負契約により、法令が定める範囲で労働者を採用することができる。

第22条 社会団体（組織）の所有

- ① 社会団体（連合）の所有とは、その定款上の活動にとって必要な財産である。
- ② 社会団体は、企業活動を行い、この活動を行うために、定款上の課題、その構成員の社会的保護および慈善目的の遂行に必要な企業およびその他の財産を創設し、またはこれを取得することができます。

第23条 市民の個人的消費的所有

生産の最高の目的および個人の自由な発展の条件は、その福祉である。市民の個人的所有は、労働所得の優先的源泉となる、個人的（家族的）需要の意義を有する物品に対する所有である。それは、他の市民の権利を侵害しない限り、その量および質において制限されず、妨害されることなくこれを利用する。

第24条 個人的生産的所有

- ① 個人的労働活動、副業経営、農民経営（農場経営）、およびサービス部門の家族企業の形態の生産活動のための生産手段は、市民およびその家族の所有である。
- ② 個人企業および家族企業の創設および活動（機能化）が禁止され、もしくは制限される活動部門および形態は、法律によってこれを定める。

第25条 私的所有

- ① 住民サービスの向上のために、一人または個人のグループに属する、制限された私的所有、私企業の活動が許される。
- ② 農業および生産が季節的性格を有するその他の部門で、法律の定める人数と期間の範囲で季節労働者を雇用することができる。
- ③ 社会的利益のために、法律をもって、一定の種類の私企業の活動を禁止し、もしくは制限し、ならびに雇用労働の採用および一人の手への私的所有の集中の限度を定める。

<別案；第25条は削除>

第26条 外国の組織および外国市民の所有。彼らの参加する企業の所有

　　外国の組織および市民、またはその参加するソビエトの企業の所有、特別の法令によってこれを許可し、規制する。

第27条 脱国有化、私有化およびその他の所有改革形態

- ① 脱国家化；すなわち、人民所有根拠づけられた企業の、集団的、個人的所有、または私有化の場合には私的所有への移管は、当該企業の労働集団の同意の条件のもとで、この移管が財産の効率的利用の向上を保障し、社会の利益に反しない場合に、権限ある国家機関の決定によってこれをを行う。
- ② 生産の脱国家化は、人民所有の売却に基づいて、または法律によって収用された財産に対して社会への補償を保障するその他の形態での売却に基づいてこれを行う。脱国家化および私有化の優先権および条件に関する紛争は、裁判所がこれを解決する。
- ③ 人民所有の新しい所有者への収用に関する契約は、社会の利益にしたがい、企業の生産上の特色（プロフィル）、以前にこの財産について採択された義務の保持、およびその他の条件に関する義務を課すことができる。
- ④ 私有化；すなわち、人民的所有の基本フォンドの個々の個人への移管は、一定の条件のもとで労働集団への企業の収用が不可能な場合に、これを行うことができる。その際、個人的労働活動に基づく利用のためにそれを取得する者が、財産取得の優先権を有する。そのような財産取得が不可能な場合は、労働集団の同意を条件に制限された私的所有に移管することができる。集団的所有の私有化は、もっぱら所有者の意思によってこれを行う。その際の優先権は、労働集団の構成員に与えられる。
- ⑤ 社会的利益のために、私的所有および個人的所有を集団的所有または人民的所有に、集団的所有を人民的所有に改編することができる。この改編は、国家機関と所有者との売却に関する契約に基づいてこれを行う。所有者が契約の締結を拒否した場合、その紛争は仲裁裁判所がこれを解決する。

第3章 社会政策の原則

第28条 社会政策の目的

　　國家の社会政策の目的は、社会的公正、社会およびその各成員の福祉である。

第29条 住民の収入の規制

　　国家は、人民の利益のための生産活動の指導（方向づけ）を行う。国家は、住民の所得規制の政策を実施し、その増大を刺激し、収入および相続に対する経済的に根拠のある税を課し、保証

された最低生活水準を定め、これを保障する。

第30条 社会領域における機会の均等（平等な機会）

国家は、ロシア共和国の市民のために、その社会的、財産的地位、居住地およびその他の事情の別なく、教育および労働活動の機会の均等（平等の立脚点）を保障する。

第31条 住民の社会的保護

ロシア共和国において、障がい者および高齢者のために、その尊厳ある生活を保障する最低限度の年金を定める。勤労者の社会的保護を目的とする保険、慈善事業およびその他のフォンドに関する労働集団、社会団体および市民のイニシアティヴを奨励する。

第32条 環境の保護

人々の健康の保護およびその生活の標準的水準の保障のために、国家は、土地、地下資源、水資源、大気の保護、動植物界のエコロジー上の状態の改善に関する必要な措置を講ずる。

第33条 家族、母性および子どもの国家的援助

- ① ロシア共和国は、人道的な人口政策、母子の保護を実施し、社会の基本的な細胞である家族に必要な援助を行う
- ② 子どもは、社会の恒常的な社会的保護を受ける。国家は、子どもの就学前施設、休息 の場所における社会の需要を充足するよう呼びかけ、子どもの健康保護について配慮を行う。

第34条 青少年政策

- ① ロシア共和国は、青年が普通および専門教育を受け、その才能、能力、教育水準に応じ、社会的要求を考慮して、労働の場所を保障する政策を進める。
- ② 国家は、青年家族を支える計画を策定し、これを実現し、彼らが特別の条件で住宅を取得できるようこれを援助する。
- ③ 国家機関は、青年団体と共同して政治生活の諸問題を解決し、社会・経済的なプログラムまたは環境保護およびその他のプログラムの策定に際して青年団体の見解を考慮する。

第35条 保健および社会保障の整備

ロシア共和国においては、国家的な保健および社会保障のシステムを保護し、これを改善する。国家は、この目的のために必要な財政および物的資源をつぎ込む。

第36条 文化の発展

- ① ロシア共和国は、国民（人民）教育、学術、芸術、文学、人民的創造の発展について配慮する。国家は、その発展のための条件を整備し、学術および教育施設に必要な物的および財政的支援を行う。
- ② 社会の道徳的基盤を掘りくずす作品および活動形態の普及は、これを禁止する。

第37条 国家と宗教団体

- ① 宗教団体は、国家から分離され、国家機関から独立して活動し、自主的に自己の内部事項を管理する。
- ② 国家は、社会的に有用な宗教団体の活動を支持する。
- ③ 政治的目的をもった宗教および宗教活動の悪用は、違憲である。何人も、国家的教育システムを犠牲にする宗教の利用を行うことはできない。
- ④ 所定の手続で登録された宗教団体は、法人の権利を有し、自己の保有する施設、その他の財産およびフォンドを保有し、利用し、処分する。

第4章 民族間関係の原則

第38条 諸民族の同権

ロシア共和国に住むすべての民族は、その人数に関わりなく、同権である。各民族は、条約原則によるその民族・国家体制の選択、自由な経済的、社会的および文化的な発展を含む自決権を有する。

第39条 言語の自由な使用

- ① ロシア共和国において、国家的および社会的生活のすべての領域で、その地域に居住する民族の言語の自由な使用が保障される。
- ② ロシア共和国の国語（公用語）は、ロシア語である。

第40条 民族的文化の自由な発展

ロシア共和国においては、そこに住むすべての民族の民族的文化が自由に発展し、相互に豊かになることを保障し、各民族による民族的伝統および生活慣習の保持および発展のための条件を整備し、法令に反しない民族・文化センター等団体およびその他の民族・文化的な社会団体（形成）の活動を奨励する。

第41条 少数民族の発展の保障

ロシア共和国ならびにその構成共和国および民族的構成は、民族的少数者に対し、その全面的な発展の機会および手段を保障する。

第5章 対外政策、安全および防衛力の保障

第42条 対外政策の原則

- ① ロシア共和国は、ソ連邦邦の対外政策の基本方向の策定およびその実現に参加する。
- ② ロシア共和国は、この憲法、連邦条約（ソ連邦邦の）、ソ連邦邦憲法の諸規定、ならびに一般

に承認された国際法の諸原則および諸規範にしたがい、外交活動および対外経済活動を行う。

第43条 ロシア共和国およびソ連邦の安全および防衛力の保障

- ① ロシア共和国は、ソ連邦邦の安全および防衛力の保障に参加する。
- ② ソ連邦邦にとっての単一の軍の必要性を認め、ロシア共和国は、ソ連邦邦の軍事ドクトリン、軍建設および軍事政策の実施の基本方針、ソ連邦邦軍の全般的編成および人員の決定、防衛のための予算および物的・技術的資源の規模の策定に参加する。
- ③ ロシア共和国は、その全領域において、防衛の経済的保障、企業および団体の動員課題の遂行、民間および地域防衛の指導、青年の兵役訓練、召集の実施、部隊、軍勤務者（軍人）およびその家族の社会・生活保障に関する措置を講ずる。

第2編 市民の権利、自由および義務

第6章 市民の法的地位の原則

第44条 市民の権利、自由および義務の保証

- ① ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国は、すべての市民に対し、自然的で奪われることのない権利を認める。
- ② ロシア共和国は、この権利を保証し保護し、市民によるその義務の履行を保障する。
- ③ ロシア共和国市民の権利、自由および義務は、ロシア共和国の憲法および法律によってこれを定め、これを廃止し、制限し、またはなにか他のアクトもしくは行為によって恣意的にこれを拡大することはできない。

第45条 人権の領域における政策の原則

- ① ロシア共和国は、自国の市民のために、人権の領域において単一の全連邦的（ソ連邦の）政策の策定および実現に参加し、自国領域内で人権についてのソ連邦の法令を適用する。
- ② ロシア共和国市民の権利、自由および義務は、国際条約および協定に関するロシア共和国およびソ連邦の義務にしたがってこれを定め、実現する。

第46条 市民と国家の関係

- ① 市民と国家は、相互的な権利と相互的な義務によって結びつくる。
- ② 国家機関および公務員は、市民の権利および自由を保障し、保護し、社会的な権利擁護活動を奨励する。
- ③ ロシア共和国憲法に定めるすべての権利および自由は、裁判所がこれを保護する。
- ④ 国家の利益についての配慮、ロシア共和国の憲法および法律の無条件の遵守は、ロシア共和国

の各市民の義務である。

第47条 市民の権利と義務の統一

市民の権利は、その義務と不可分である。各市民は、自己の権利および義務にしたがって自由に行動する。その場合、市民は、他の市民の権利および法的利益を侵害し、国家的安全、法秩序および社会の道徳的基盤に損害をもたらすことはできない。

第48条 市民の法律的平等

- ① ロシア共和国のすべての市民は、法律と裁判の前に平等であり、民族、人種、社会的出身、性、言語、宗教に対する態度、居住地、職業、財産状態、政治的その他の信条、政党への帰属またはその他の事情の別なく、平等の防御権を有する。
- ② 市民の平等は、国家的および社会的生活のすべての領域でこれを保障する。ロシア共和国においては、特定の個人、住民の社会層およびグループへの特権付与、ならびに何らかの動機による差別は、これを除去する。
- ③ 特権および特典は、社会的援助を必要とする市民のグループに対して、および公正な事由に基づいて、法律によってのみこれを定めることができる。

第49条 女性と男性の同権

女性と男性は、すべての生活領域において、平等の権利を有する。国家は、平等の価値の労働に対する女性および男性の平等の報酬の原則を保障する。（同一労働同一賃金）

第50条 市民の人種的および民族的同権

- ① ロシア共和国市民は、人種および民族的帰属の別なく、平等権を保証される。
- ② 人種または民族を理由とする権利の直接もしくは間接の制限または特権もしくは特典の付与は、法律により処罰される。

第51条 ロシア共和国における統一国籍

- ① ロシア共和国においては、単一の国籍が設定される。
- ② ロシア共和国の各市民は、同時にソ連邦の市民である。
- ③ ロシア共和国の各市民は、ソ連邦の憲法および法律の認める市民のすべての権利および事由を享受し、そのすべての義務を負う。
- ④ ロシア共和国に加入する共和国の領域に住むロシア共和国市民は、同時のその共和国の市民である。ロシア共和国の憲法および法律が認めるすべての権利、自由および義務は、共和国市民に適用される。
- ⑤ その他のソ連邦の構成共和国の市民は、ロシア共和国の領域において、いかなる制限および例外なしに、ロシア共和国市民のすべての権利および自由を享受し、そのすべての義務を負う。

第52条 ロシア共和国国籍の取得および取消

- ① ロシア共和国の国籍の取得および取消の事由および手続は、法律によってこれを定める。
- ② ロシア共和国市民は、恣意によって国籍を奪われることはない。国籍の喪失は、法律に基づき、例外的な場合に、国外にいる者に対してのみこれを行うことができる。
- ③ ロシア共和国市民は、ロシア共和国の国外に追放されることはない。

第53条 ロシア共和国、ソ連邦および外国における市民の権利の保護

- ① ロシア共和国は、ソ連邦の憲法および法律にしたがい、ソ連邦の他の構成共和国の領域において、ロシア共和国市民の権利を保護する。
- ② ロシア共和国市民は、外国において、ロシア共和国の保護および庇護を受ける。

第54条 外国の市民および無国籍者

- ① ロシア共和国の領域に住む外国の市民および無国籍者は、国際法の諸規範にしたがって、ロシア共和国およびソ連邦の憲法が認める権利および自由を保障される。
- ② 外国の市民および無国籍者は、ロシア共和国の憲法および法律を尊重し、これを遵守しなければならない。彼らは、ロシア共和国に避難することができ、その受け入れの手続および条件は、法律によってこれを定める。

第7章 市民の社会・経済的権利および義務

第55条 労働の権利

- ① ロシア共和国市民は、企業、施設および団体における就労に関する労働契約の自由、自己の希望、能力または専門的訓練にしたがい職業および職種を選択する自由を含む労働の権利、安全および衛生の要請に応える労働条件、失業からの社会的保護に対する権利を有する。
- ② 労働者の労働に対する報酬額は、労働の量と質および社会的有意義性にしたがって定められ、公式に定められた最低生活費を下回ることはない。国家は、同一労働同一報酬の原則の確立を促進する。
- ③ 国家は、住民の雇用（就業）を保障する措置を講じ、生産およびサービスの領域の拡大とともに新しい就労場所を整備し、社会的需要を考慮して労働者の職業・技術教育および再教育の計画を実行する。
- ④ 法律が定める場合をのぞき、強制労働は、これを禁止する。

第56条 所有および相続の権利

ロシア共和国市民は、所有の権利を有する。市民の所有（財産）の不可侵、およびその相続の権利は、法令によって保証される。大規模な相続は、法律にしたがって、累進課税が課される。

第57条 労働活動〔職業〕選択の権利

ロシア共和国市民は、個人的および集団的な労働活動、ならびに家族企業、協同組合企業、株式企業およびその他の企業の設立の権利を有する。

第58条 休息の権利

市民の休息権は、ロシア共和国において、労働者および勤務員のために、40時間を超えない1週労働日、24労働日以上の連続した年次有給休暇、週休および祝日、一連の職業および生産のための短縮労働日の設定、またはロシア共和国の法令の認めるその他の保証によってこれを保障する。

第59条 健康保護の権利

ロシア共和国市民は、健康の保護、国家医療施設の無料の利用の権利を有する。協同組合およびその他の保健施設による有料の医療サービスは、これを認め、奨励する。

第60条 教育を受ける権利

- ① ロシア共和国市民は、国立の学校、中等および高等教育施設において、無償の普通および専門の教育を受ける権利を有する。
- ② 国家は、法的根拠に基づき、社会団体および市民が設立する校および教育施設の活動を許可し、これを奨励する。
- ③ 精神的および肉体的な障がいのある者に対し、特別の学校および専門学校をとおして無償の教育および職業訓練を保障する。

第61条 住宅の権利

- ① ロシア共和国市民は、住宅に対する権利を有し、国家的および社会的住宅フォンドの住宅において、恒常に住居を使用し、法律の定める条件で住居を取得する権利を有する。
- ② 国家は、低所得の家族または個人に対し、国家フォンドにより、安定した低額の家賃で住居を提供する。協同組合および個人による住宅建設は、これを奨励する。
- ③ 何人も、恣意によりその住居を奪われることはない。

第62条 社会保障の権利

ロシア共和国市民は、老齢、障がい、疾病、出産、および失業の場合に、社会保障の権利を有する。年金、手当およびその他の形態の社会的援助は、最低生活費を下回らない市民の生活水準を保障するものでなければならない。

第63条 環境の権利および義務

- ① ロシア共和国市民は、安全な環境に対する権利を有する。国家は、この権利の実現のための条件を保障する。

- ② 自然利用の領域において、適法でない行為によって、市民に、またはその健康もしくは財産に与えた損害は、これを賠償しなければならない。
- ③ ロシア共和国市民は、環境に対してこれを保護しなければならない。

第64条 文化の成果を利用する権利

ロシア共和国市民は、文化の成果を利用し、文化的な生活に参加する権利を有する。

第65条 歴史的記念物および文化財の保護義務

歴史的記念物およびその他の文化的価値を有する客体の保護について配慮することは、ロシア共和国の市民の義務である。

第66条 創造の自由

- ① ロシア共和国市民は、芸術、学術および技術の創造の自由を保証される。学術および芸術作品、学術上の発見および技術的発明の著作者の財産権およびその他の権利は、法律によってこれを保護する。
- ② 著作権は、社会の利益に損害を与える形でこれを利用することはできない。

第67条 納税の義務

ロシア共和国市民は、法律の定める手続とその規模で、国税を支払う義務を負う。

第8章 市民の個人的权利、自由および義務

第68条 生存に対する権利

- ① ロシア共和国は、各人の生存に対する権利を承認し、あらゆる方法でこれを擁護する。
- ② 何人も、生命を奪われることはない。死刑は、とくに重大な犯罪に対する例外的な刑罰の手段として裁判所の判決によってのみこれを適用する。
- ③ 市民は、生命、健康、個人の安全に対するあらゆる侵害から保護される。何人も、その同意なく医療または学術上の実験に晒されることはない。

第69条 人身の不可侵

人格（個人）は、不可侵である。何人も、裁判所の決定もしくは検事の裁可による場合をのぞき、勾留されまたは拘禁されることはない。

第70条 防御権

- ① 容疑者、被疑者、被告人、有罪判決を受けた者および無罪判決を受けた者は、その防御権を保障される。
- ② 裁判に参加する被害者およびその他の市民は、その権利および法的利益を保障される。

第71条 無罪の推定

被疑者は、その罪が、法律の定める手続により証明され、有罪が裁判所において確定するまでは、無罪とみなされる。

第72条 市民の名誉および尊厳の保護

- ① 個人の名誉および尊厳は、法律によって保護される。個人生活の領域に対するあらゆる恣意的な干渉は、違法である。
- ② 自由を剥奪された者は、人道的な待遇を受ける権利を有する。何人も、拷問、非人間的なまたはその尊厳を傷つける刑罰を受けることはない。

第73条 良心の自由

- ① ロシア共和国市民は、良心の自由、ならびに任意の宗教を信じ、もしくはいかなる宗教も信ぜず、または宗教儀式を執り行い、法律に反しない他の任意の宗教的もしくは無神論的な活動を行う権利を保障される。
- ② 何人も、宗教的信念の動機から、国家に対する義務を免れ、または法律の履行を拒否することはできない。

第74条 信書、電話および電信の秘密

- ① ロシア共和国市民は、信書、電話、電信の秘密を保障される。
- ② この規則の例外は、法律に定める場合にその手続に基づいてのみ、これを許される。

第75条 住居の不可侵

ロシア共和国市民は、住居の不可侵を保障される。住人の意思に反して住居に入り、捜索または検査を行うことは、法律に定める場合でその手続による場合をのぞき、これを禁止する。

第76条 家族、母性および子どもの保護

- ① 家族および母子は、国家の保護のもとに置かれる。婚姻は、男女の自発的な合意に基づくものとする。夫婦は、家族関係において同権である。
- ② 婚姻の成立または解消の手続および条件、夫婦および子どもの権利および義務は、法律によりこれを定める。

第77条 移動の自由

- ① ロシア共和国の国内において、ロシア共和国およびその他のソ連邦の構成共和国の市民は、移動の自由および滞在地または居住地の選択の自由、ならびに自由にロシア共和国から出国しましたはロシア共和国に帰国する権利を保障される。
- ② これらの権利は、法律に定める事由による例外的な場合には、これを制限することができる。

第78条 国家組織、社会団体、公務員の行為に対する裁判所に異議申立ての権利

- ① 市民は、法的根拠のない、市民の権利を制限する国家的または社会的な機関およびその公務員

の行為に対して裁判所に訴える権利を有する。

- ② 市民は、国家、国家的または社会的な機関およびその公務員の職務遂行における違法行為に起因する道徳的または物的損害の賠償に対する権利を有する。

第79条 他人の権利および利益を尊重する市民の義務

ロシア共和国市民は、互いの権利および法的利益を尊重する義務を負う。他人の名誉および尊厳を尊重することは、各市民の責務である。

第9章 市民の政治的権利、自由および義務

第80条 市民の自主管理ならびに国家的および社会的事項の管理への参加の権利

- ① ロシア共和国市民は、直接にまたはその代表をとおして、自主管理権、ならびに国家的および社会的な事項の管理に参加する権利を有する。市民は、全国家的なまたは地方的な意義を有する法律および決定の審議、ならびにレフェレンдумに参加する。
- ② ロシア共和国市民は、ロシア共和国の憲法および法律の枠内での個人または集団の法的利益の実現、事項の共同管轄、その権利の共同の擁護において、イニシアティヴを発揮しまたは自主的に行動する権利を保障される。

第81条 情報に対する権利

- ① ロシア共和国の各市民は、国家的、社会的、国際的な生活のすべての領域の事情について、または市民の権利、法的利益および義務の問題に関して、信頼できる情報を得る権利を有する。
- ② 市民の情報に対する権利の実現が阻害された場合、その責任は、法律によってこれを定める。市民は、その利益および尊厳に損害を及ぼした公表された情報に対して反論を要求する権利を保障される。
- ③ 国家秘密または法律によって保護されたその他の秘密を含む情報を流布することは、これを禁止する。

第82条 出版およびマスメディアの自由

- ① ロシア共和国市民は、出版の自由、ならびに法律の定める手続により国営のラジおよびテレビ放送を利用する権利を保障される。国家は、市民のマスメディアへのアクセスを保証する。
- ② マスメディアは、検閲から自由である。マスメディアは、法律にしたがって自己の活動に対して責任を負う。

第83条 言論の自由

- ① ロシア共和国市民は、言論、意見表明および信条の自由、ならびにマスメディアを利用してそれを制限されることなく表明し、流布することを保障される。

- ② 何人も、自己の信条のゆえに迫害を受けることはない。
- ③ 現存の社会体制もしくは国家体制の暴力的な打倒、またはロシア共和国憲法およびソ連邦憲法に反する方法によるこの体制の転覆、テロリズム、社会的、人種的、民族的もしくは宗教的な憎悪の煽りを公然と呼びかけることは、これを禁止する。

第84条 集会、大衆集会、街頭行進および示威行動の自由

- ① ロシア共和国市民は、集会、大衆集会、街頭行進および示威行動の自由を保障される。
- ② これらの自由の行使の手続は、法律によってこれを定める。

第85条 国家機関および社会団体に対する請願の権利

- ① ロシア共和国市民は、国家機関および社会団体に対して請願を行う権利を有する。
- ② 公務員は、これらの請願を検討し、それに回答し、必要な措置を講ずる義務を負う。
- ③ ロシア共和国市民は、国家機関または社会団体に対し、その自由に選択する言語で請願する。国家機関もしくは社会団体は、市民の利益を考慮して、請願に使用されている言語で回答し、または通訳を保障する義務を負う。

第86条 社会団体創設およびそれに参加する権利

- ① ロシア共和国市民は、政党および社会団体に団結し、大衆運動に参加する権利を有する。
- ② ロシア共和国の国家体制および社会体制を暴力的に打倒しようとして、軍事的性格あるいは秘密組織の性格をもち、またはテロルもしくはその他の刑事上の犯罪を目的とする政党、社会団体および社会運動の存在は許されない。その活動は、法律の定める手続によってこれを禁止する。政党の活動の外国からの規制（コントロール）および助成金交付は、これを禁止する。

第87条 市民の選挙権

ロシア共和国市民は、あらゆる選挙制の国家機関および社会的機関において、資格制限なしで、選挙しました選挙される権利を有する。

第88条 国家的職務に従事する権利

- ① ロシア共和国市民は、国家的職務に就き、国家の仕事に従事する平等の機会を保障される。
- ② 何人も、政治的理由により国家的職務に就く権利を奪われない。

第89条 市民の兵役義務

- ① ロシア共和国市民は、祖国を防衛し、ソ連邦軍およびその他の部隊の兵役に就く義務を負う。
- ② 兵役に服する条件および手續は、法律によってこれを定める。法律の定める事由により、兵役はこれに替えて選択的な市民的義務を果すことが許される。
- ③ 国の防衛、社会秩序および安全の維持に参加するロシア共和国市民、およびその家族は、社会的、物的およびその他の保証を受ける。

第10章 市民の集団的権利

第90条 集団的権利の保障

国家は、市民がその権利を集団的形態で実現する機会を承認する。集団的権利の裁判的保護は、これを保障する。

第91条 政治的集団的権利

国家は、ロシア共和国市民の請願権、すなわち、国家的および社会的機関への集団的な訴え、ならびにこの憲法の改正提案権を含む人民的立法発議権を保障する。

第92条 生産管理領域における労働集団の権利

- ① 国家は、労働集団に対して、企業、施設および団体の事項に参加し、生産自主管理機関を創設し、企業の管理部または所有者と交渉を行い、団体協約を締結し、法律に反しない形態で自己の経済的および社会的利益を保障し、擁護する権利を認める。
- ② 労働集団は、自主管理機関をとおして、または法律の定めるその他の形態で、企業、施設、団体の管理、その活動計画、企業の資産およびフォンドの処分、指導部（長）の選挙およびその活動の結果に対する監督に参加する。

第93条 労働組合活動の自由

企業、施設および団体における労働組合の活動の自由、勤労者が任意の労働組合に自己の選択によって加入する権利、ならびに労働組合組織が国際的労働組合に団結したまは加入する権利は、これを保障する。

第94条 ストライキの権利

- ① 国家は、あらゆる所有形態の企業における労働者と企業管理部の間の集団紛争の公正な解決を保障する。
- ② 労働集団は、ストライキの権利、すなわち集団的紛争解決の他の方法が成果をもたらさない場合に、企業、施設または団体の労働を全面的または部分的に停止する権利を有する。
- ③ ストライキが、人々の生命もしくは健康に脅威をあたえ、または社会の生活活動を保障する職務の機能（遂行）を侵害する場合は、これを許されない。

第95条 消費者の権利

- ① 消費者の権利は、ロシア共和国において法律がこれを保護する。国家は、消費者団体の活動およびその権利の擁護を支援し、消費者と商品、サービスの生産者ならびに商業、広告およびその他の組織の間の個人的または集団的な紛争の公正な解決を保障する。
- ② 消費者は、個人的にまたはその団体をとおして、裁判手続または行政手続により商品およびサ

ービスの生産者、商業、広告およびその他の組織の行為に起因する損害の賠償を請求する権利を有する。

第3編ロシア共和国の民族・国家構造

第9章 ソ連邦の構成員としてのロシア共和国

第96条 ロシア共和国-主権国家

ロシア・ソビエト連邦社会主义共和国は、自己の歴史的運命、国家・法的地位、その内外政策を独立して決定する主権国家である。

第97条 ソ連邦への自発的加入

ロシア共和国は、ソビエト社会主义共和国連邦に加入し、連邦（ソ連邦）条約にしたがって自己の主権的権利の一部をソ連邦の管轄に移譲する。この権利の範囲外において、ロシア共和国は、全土において独立して国家権力を行使する。

第98条 ソ連邦邦の権限行使への参加

ロシア共和国は、連邦（ソ連邦）機関をとおして、また連邦条約の定めるところの利益の調整メカニズムおよび手続ならびに立法発議手続における行為をとおして、ソ連邦の管轄に移譲した権限の行使に参加する。

第99条 ソ連邦の法的アクトのロシア共和国内での効力

連邦条約（ソ連邦）にしたがいソ連邦に移譲された権限の範囲内で採択されたソ連邦の法律およびその他のアクトは、ロシア共和国の領域において最高性を有し、その執行を義務づけられる。

第100条 ロシア共和国の領土

ロシア共和国の領土は、その同意なしにこれを変更することはできない。ロシア共和国とソ連邦に加入する他の共和国との間の境界は、当該共和国との相互協定にしたがってこれを変更することができる。

第101条 ソ連邦邦からの脱退の権利

ロシア共和国は、連邦条約の規定にしたがって、ソ連邦から自由に脱退する権利を留保する。

第12章 ロシア共和国における連邦的関係の原則

第102条 ロシア共和国-多民族からなる連邦国家

- ① ロシア共和国は、多民族からなる連邦国家であり、条約原則により、ソビエト社会主义共和国および民族自決権の実現の結果創設された自治的構成一自治州（管区）がこれに加入する。

- ② ロシア共和国とそれを構成する共和国、自治州（管区）の間の相互関係は、連邦条約によってこれを規制する。

第103条 ロシア共和国領土の单一

ロシア共和国の領土は单一である。その領土は、ソビエト社会主义共和国、自治州（管区）、地方および州の領域からこれを構成する。

第104条 ロシア共和国の管轄事項

ロシア共和国の管轄は、次の事項である。

- 1) ロシア共和国憲法の採択、その改正およびその遵守に対する監督
- 2) ロシア共和国の権力、行政（管理）および裁判機関のシステムおよび権限の決定
- 3) 新しい共和国および自治州（管区）のロシア共和国への加入の採択、地方および州の形成
- 4) ロシア共和国を構成する共和国、自治州（管区）、地方および州の間の紛争の解決
- 5) ロシア共和国の法律の制定、改正および法典化
- 6) ロシア共和国市民の国籍および法的地位の設定
- 7) 連邦の総合的な経済的および社会的発展の調整、ロシア共和国の経済・社会発展国家プログラム（計画）の承認およびその執行の組織
- 8) ロシア共和国に入る共和国および自治州（管区）の経済的および社会的発展の調整、共和国、連邦の自治州（管区）、地方および州発展ファンドの設立
- 9) ロシア共和国の連邦予算の承認および執行、ロシア共和国連邦銀行の管理、連邦税および手数料の設定
- 10) 連邦の管轄に属する輸送、通信およびその他の企業または経済組織の指導
- 11) 学術の発展の優先的方向ならびに国民教育および文化の領域における基本原則の決定、基礎的学術研究の組織
- 12) 全連邦の領域における保健および社会保障の指導、全連邦または一定の地域にかかる自然保護措置の策定および実行
- 13) ロシア共和国における国家機関および地方自治のシステムの組織および活動の原則の制定
- 14) ロシア共和国における社会秩序および市民の安全の保障
- 15) ソ連邦に加入する他の連邦構成共和国との協力、およびそれらとのロシア共和国に加わる共和国および自治州（管区）との結びつきの調整
- 16) 国際舞台におけるロシア共和国の代表（権）、ソ連邦の対外政策の基本方向の枠内での外国との条約および協定の締結、それらとの外交、領事および貿易代表部の交換、国際組織の活動への参加

第105条 権限の移譲

ロシア共和国に加入する各共和国および自治州（管区）は、ロシア共和国との協定により、その管轄権のうちの一定の権限をロシア共和国に移譲することができる。ロシア共和国は、それに加入する共和国および自治州（管区）に、これらとの協定により、その領域における一定の自己の権限の行使を移譲することができる。

第106条 ロシア共和国の権限行使への連邦構成主体の参加

ロシア共和国を構成する共和国および自治州（管区）は、この条約にしたがってロシア共和国の管轄にかかる諸問題について、ロシア共和国の国家権力および行政の最高機関における自己の代表をつうじて、または立法発議の手続により直接に、その解決に参加する。

第107条 ロシア共和国および共和国の法律の効力

ロシア共和国の権限の範囲内で採択されるロシア共和国の法律は、その全領域において最高性を有する。ロシア共和国を構成する共和国の権限の範囲内で採択された法律は、その領域において最高性を有する。

第108条 アクトの憲法適合性に関する紛争の解決

ロシア共和国ならびにそれを構成する共和国および自治州（管区）のアクトの憲法適合性および適法性に関する紛争は、競技的手段によって、またはロシア共和国憲法裁判所をとおして、これを解決する。

第13章 ロシア共和国を構成する共和国、自治州（区）の法的地位の原則

第109条 ロシア共和国を構成する共和国

ロシア共和国を構成するソビエト社会主義共和国は、民族・領域的原則によって立つ歴史的に形成された主権国家である。それは、ロシア共和国憲法およびソ連邦憲法に適合する自己の憲法を有し、ロシア共和国およびソ連邦の排他的管轄事項ではない領域に関する法令を制定する。

第110条 ロシア共和国を構成する自治的構成

自治州（管区）は、民族・領域的原則によって立つ歴史的に形成された自治的な構成である。自治州（管区）の法律は、自治州（管区）人民代議員ソビエトが採択し、ロシア共和国の国家権力の最高機関がこれを承認する。

第111条 国家権力の自主的行使

- ① 共和国および自治州（管区）は、その領域において、この憲法が定める権限を除き、国家権力および行政を行使する。
- ② 共和国および自治州（管区）は、その権限の範囲内で、自主的に活動し、その行為および適用

したアクトに対する全責任を負う。

第112条 連邦構成主体の地位の変更

ソビエト社会主義共和国および自治州（管区）は、その住民の意思表示の結果、ロシア共和国およびソ連邦への加入に関連したその国家・法的地位を変更する権利を有し、連邦条約および同盟条約の規定に基づいてこれを行う。

第113条 共和国および自治的構成の領域

- ① ロシア共和国を構成する共和国および自治州（管区）の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。
- ② 共和国および自治州（管区）は、自主的に、連邦条約およびロシア共和国憲法が定める原則に基づいてその行政・地域的区分を行う。

第114条 国家機関システムの編成における自主性（独立）

ロシア共和国を構成する共和国および自治州（管区）は、ロシア共和国の国家機関の編成の憲法原則に基づき、国家機関および自治機関のシステムを定める。

第115条 共和国および自治的構成における公用語

ロシア共和国を構成する共和国および自治州（管区）は、自主的に、その国家機関が使用する公用語を定める。

第14章 ロシア共和国の地方および州の法的地位の原則

第116条 地方および州—自治的な地域構成

- ① 地方、州は、領域的原則によって立つ自治的な地域的形成である。
- ② ロシア共和国の地方および州の法的地位および管轄権限は、地方および州の人民代議員ソビエトの参加のもとで策定され、ロシア共和国最高会議が制定する地方および州の地位に関する法律によってこれを規制する。

第117条 地方および州の領域

地方および州の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。地方、州は、自主的に、行政・領域的食うんの問題を解決する。地方、州の地区区分地方、州の人民代議員ソビエトの提案により、ロシア共和国最高会議がこれを承認する。

第118条 国家権力行使における権限

- ① ロシア共和国の地方および州は、ロシア共和国憲法によってロシア共和国の権限であるものをのぞき、国家権力および行政の権限を行使する。
- ② ロシア共和国の地方および州は、金融・経済的および社会・文化的の領域において、共和国およ

び自治的形成と平等の権利を有する。

- ③ ロシア共和国の地方および州は、その権限の範囲内で、自主的に行動し、その行為および適用したアクトに対して全責任を負う。

第4編 ロシア共和国における国家権力の組織

第15章 ソビエトの組織および活動の原則

第119条 国家権力の代表機関

- ① ロシア共和国における国家権力の代表機関は、ロシア共和国最高会議、構成共和国最高会議、自治的形成、および地方、州、その他の行政・領域的単位の人民代議員ソビエトである。
- ② 人民代議員ソビエトは、その権限にかかるすべての問題を独立してこれを解決する。
- ③ 共和国的、地域的または地方的な意義を有する基本的諸問題は、それぞれに対応する人民代議員ソビエトの会期においてこれを解決する。これらの諸問題は、共和国、地域または地方のレフレンダムに付すことができる。
- ④ 複数のソビエトにとって共通の意義を有する諸問題は、双方の同意に基づいてその合同の会期において、これを解決することができる。

第120条 ソビエトの構成

- ① 人民代議員ソビエトは、その会期においてソビエト議長を選出し、委員会、常設および臨時の委員会を組織し、執行委員会およびソビエトに対して報告義務を負うその他の機関を選出し、その長を選挙または承認する。
- ② 人民代議員ソビエトによって選挙または任命された公務員（役職者）は、連続して3期以上にわたってその職に従事することはできない。
- ③ すべての公務員は、その職務が不適切に行われた場合、任期満了前にこれを解任することができる。

第121条 人民代議員の選挙

- ① 人民代議員の選挙は、選挙区ごとに普通、平等、直接の選挙権に基づき、秘密投票によって行われる。
- ② ロシア共和国における人民代議員の選挙の組織および実施には、労働集団、社会団体および政党〔複〕が参加する。選挙の組織、財政および実施の手続定は、法律によってこれを定める。

第122条 代議員活動の保証

- ① 人民代議員は、人民代議員ソビエトにおける選挙人の全権代表である。代議員は、その権利および義務を妨害されることなく、効率的に実現するための条件を保障される。

② 人民代議員は、ソビエトにおける審議および投票の過程において、独立して自己の立場を決定する。

③ 人民代議員は、当該の人民代議員ソビエトの同意なく、刑事責任を問われ、勾留され、または裁判手続によって課せられる行政罰の措置を受けることはない。

第123条 人民代議員の報告義務および監督

代議員は、自己の活動および当該ソビエトの活動について選挙人に対して報告義務を負う。選挙人の信任に応ええない代議員は、法律の定める手続により選挙人の過半数（多数）の決定によりいつでもこれをリコールすることができる。

第16章 ロシア共和国最高会議

第124条 ロシア共和国最高会議の構成

① ロシア共和国最高会議は、権力の最高代表機関であり、5年の人気でこれを選挙する。

② ロシア共和国最高会議は、500人の代議員からなり、基本的活動から解放されてその権限を行使する

③ 最高会議は、同権で同数の代議員からなる共和国院および民族院の二院をもってこれを構成する。

④ 共国院は、住民の数を考慮した平等の代表基準によってロシア共和国の全地域で組織される地域選挙区から選出される250人の代議員からなる。

⑤ 民族院は、共和国および自治的形成において組織される民族選挙区から選出される125人の代議員と、選挙法の定める代表基準によって地方および州において組織される民族・地域選挙区から選出される125人の代議員によってこれを構成される。

第125条 ロシア共和国最高会議の組織

① ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国最高会議議長およびその副議長を選挙し、最高会議の委員会を構成し、臨時に調査委員会および監査委員会を任命する。

② ロシア共和国最高会議の各院は、それぞれの議長および副議長を選挙し、常任委員会を設置する。

③ ロシア共和国最高会議委員会およびその両院の常任委員会は、法案作成活動を行い、ロシア共和国最高会議の権限に属する問題を事前に審議し、採択された法律および決定の施行をコントロールする。

④ ロシア共和国最高会議議長および副議長、両院の議長および副議長は、ロシア共和国最高会議幹部会を構成する。幹部会は、ロシア共和国最高会議議長がこれを主宰する。

⑤ ロシア共和国最高会議の活動手続は、その議事規則およびその他の法律によってこれを定める。

第126条 ロシア共和国最高会議の権限

① ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国の管轄に属するすべての問題を審議し、解決する権限を有する。

② その排他的管轄には、次の事項が含まれる。

- 1) ロシア共和国の憲法および法律の制定、ならびにそれらの改正
- 2) 新しい共和国および自治州（管区）のロシア共和国への加入の承認；新しい地方および州の形成
- 3) ロシア共和国の国境の変更
- 4) ロシア共和国の内外政策の決定、経済的、社会的、民族・文化的発展の共和国および地域のプログラムの承認
- 5) ロシア共和国人民代議員の選挙の公示
- 6) ロシア共和国最高会議議長および副議長の選出
- 7) ロシア共和国政府の任命；その信任決議問題の解決
- 8) ロシア共和国の憲法裁判所および最高仲裁裁判所の長官および判事の選出、ロシア共和国最高裁判所長官の選出、最高会議人権問題全権の選出、ロシア共和国検事、国家保安委員会議長および捜査取調委員会議長の任命
- 9) 全ロシア的なレフェレンдумまたは全ロシア住民調査（投票）の実施に関する決定の採択
- 10) ソ連邦およびロシア共和国の国家予算に参入される税および収入の設定
- 11) 非常事態の導入
- 12) ロシア共和国の国際条約および共和国間条約の批准および破棄
- 13) ソ連邦の法令または政府のアクトが、ソビエト連邦の権限の範囲を越え、またはロシア共和国の主権的権利を侵害する場合における、その効力の停止

③ 最高会議の排他的権限は、他の国家機関または公務員にこれを移譲することはできない。

第127条 最高会議の会期

① ロシア共和国最高会議は、ロシア共和国最高会議議長が、春と秋にそれぞれ3ヶ月未満継続して開催される通常会期としてこれを召集する。

② 臨時会期は、ロシア共和国大統領、同大臣会議、ならびにそれぞれ人民代議員ソビエトに代表される共和国、自治的形成、地方および州、またはロシア共和国最高会議の代議員の5分の1以上もしくは両院いずれかの院の代議員の3分の1以上の提案に基づき、ロシア共和国最高会議議長が、これを召集する。

- ③ ロシア共和国最高会議の会期は、両院合同会議、各院の個別の会議、ならびにそれらの会議の間に行われる最高会議委員会および両院の常任委員会からこれを構成する。
- ④ 両院合同会議は、ロシア共和国最高会議議長、いずれかの副議長、ならびに交替で共和国院および民族院の議長が、その議長をつとめる。
- ⑤ 各院の個別の会議は、その院の議長またはその副議長のひとりが主宰する。

第128条 立法発議権

ロシア共和国最高会議における立法発議権は、ロシア共和国人民代議員、共和国院、民族院、ロシア共和国大統領、最高会議幹部会、両院の常任委員会および最高会議委員会、連邦評議会、大臣会議、憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所、最高会議人権問題全権、ロシア共和国検事、共和国、自治州、管区、地方および州、ならびに人民発議の手続に基づいて50万人以上のロシア共和国市民に属する。

第129条 法律の審議および採択

- ① ロシア共和国最高会議に付託された法案は、両院によりその個別の会議または合同会議でこれを審議する。
- ② ロシア共和国の法律は、最高会議の各院においてその代議員の過半数が賛成した場合に、これを採択されたものとみなす。
- ③ ロシア共和国大臣会議には、それが緊急であるとする法案を最高会議の審議に付す権利が与えられる。この法案の短期の審議手続は、法律によってこれを定める。
- ④ 最高会議の法案およびその他の国家生活のもっとも重要な問題は、これを人民討議に付すことができる。

第130条 ロシア共和国最高会議の両院の活動

- ① ロシア共和国最高会議の各院は、最高会議の管轄に属するあらゆる問題を検討し、その問題に関する決定を採択することができる。
- ② いずれか一方の院で採択された決定は、必要がある場合にもう一方の院に送致され、そこで承認された場合に最高会議の決定となる。
- ③ 共国院と民族院の間で不一致がある場合、問題は、両院対等の原則によって両院が組織する協議委員会の解決にこれを委ね、その後に再び共和国院および民族院の合同会議においてこれを審議する。この場合にも合意が得られない場合は、問題を人民レフェレンダムに委ねる。
- ④ ロシア共和国最高会議の法律およびその他のアクト、ならびに両院の決定は、通常、対応する両院の常任委員会または最高会議委員会による法案の事前審議の後に、これを採択する。
- ⑤ ロシア共和国の大臣会議を構成する役職者、ロシア共和国の憲法裁判所および最高仲裁裁判所

の長官およびその判事、ロシア共和国最高裁判所長官、ならびにロシア共和国最高会議人権問題全権、ロシア共和国検事、国家保安委員会議長および捜査取調委員会議長の任命および選出は、対応する両院の常任委員会または最高会議委員会の判断を得てこれを行う。

⑥ すべての国家的および社会的諸機関、団体および役職者〔公務員〕は、両院の委員会および最高会議委員会に対しそれらが必要とする資料および文書を提出する義務を負う。

⑦ 常任委員会または特別委員会の勧告がある場合、国家的および社会的諸機関、施設ならびに団体は、必ずはこれを検討しなければならない。検討の結果および採択された措置は、所定の期間内に常任委員会または特別委員会にこれを報告しなければならない。

第131条 代議員の質問

ロシア共和国人民代議員は、ロシア共和国大統領、最高会議幹部会、最高会議議長、大臣会議、最高会議によって任命または選出されるその他の機関の長、ならびにロシア共和国の管轄に属する問題を扱うソ連邦の機関の長に対して、質問を行う権利を有する。質問をされた機関または公務員は、ロシア共和国最高会議の当該の会期において、または最高会議の定める期間内に、口頭または文書でもってこれに回答しなければならない。

第132条 ロシア共和国最高会議幹部会

① ロシア共和国最高会議幹部会は、最高会議に対して報告義務を負う機関であり、その活動の組織を保障する。

② 幹部会は、最高会議の会期の準備を行い、最高会議委員会および両院の常任委員会の活動を調整し、法案および国家生活のその他の重要問題の全ロシア的討議の実施を組織する。

③ ロシア共和国最高会議幹部会は、最高会議またはその両院によって採択されたロシア共和国の法律およびその他のアクトのテキストを公刊する。

第133条 最高会議議長

① ロシア共和国最高会議議長は、最高会議がロシア共和国人民代議員のうちから秘密投票により、5年の任期で連続2期を越えないことを条件にこれを選挙し、最高会議は、秘密投票でこれをリコールすることができる。

② ロシア共和国最高会議議長は、最高会議の会期の審議に付された諸問題の準備の全般的指導を行い、最高会議の採択した法律およびその他のアクトに署名する。

第134条 人権問題に関するロシア共和国最高会議全権

国家的および社会的諸機関におけるロシア共和国憲法が定める市民の権利および自由の遵守に対する監督は、ロシア共和国最高会議人権問題全権がこれを行う。人権問題全権は、ロシア共和国大統領の提案により5年任期で最高会議によって選出され、独立して活動し、最高会議の管轄

にのみ服し、共和国（？）における人権および自由の実現状況についての報告を毎年最高会議に提出する。人権問題全権の権限および活動手続は、法律によってこれを定める。

第17章 ロシア共和国大統領

第135条 大統領—国家元首

- ① ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の元首は、ロシア共和国大統領である。
- ② ロシア共和国大統領には、第1回投票の時点で35歳以上60歳以下のロシア共和国市民が選ばれる。同一人物が連続して3期以上その職につくことはできない。

第136条 大統領の選挙

- ① ロシア共和国大統領は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票により、5年任期で、これを選挙する。大統領職の候補者の人数は、これを制限しない。大統領選挙は、選挙人の50%以上が投票に参加した場合に、これを有効とみなす。
- ② 選挙人の過半数の得票を得た候補者を当選者とする。誰も選ばれなかつた場合、得票上位の2人の候補者につき、第2回投票を行う。投票に参加した選挙人の過半数の得票を得た候補者を当選者とする。
- ③ 大統領選挙の手続は、特別法をもってこれを定める。
- ④ ロシア共和国大統領は、その就任に際して、最高会議の両院合同会議で宣誓を行う。宣誓のテキストは、最高会議によってこれを承認する。

第137条 ロシア共和国大統領の権限

- ① ロシア共和国大統領は、
 - 1) ソ連邦、ソ連邦に加入する構成共和国との関係、およびロシア共和国の国際関係においてロシア共和国を代表する
 - 2) ロシア共和国最高会議に共和国の情勢についての教書を提出する
 - 3) ロシア共和国連邦評議会と協議のうえ大臣会議議長の候補者を提案し、最高会議の会期と会期の間に大臣会議議長の提案により、事後の最高会議の承認を条件に政府の構成員を解任し、任命する。
 - 4) 各代議員の会派およびグループの代表と協議のうえ、最高会議に対し、ロシア共和国の憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の長官、最高会議人権問題全権、ロシア共和国検事、國家保安委員会および捜査取調委員会の議長の任命および選出のための候補者を提案する。
 - 5) 外国または国際組織におけるロシア共和国の外交代表を任命または解任し、外国の外交代表の信任状または召喚状を受理する。

- 6) ロシア共和国の国際条約および共和国間条約について交渉し、それに署名する。これらの条約は、最高会議の批准の後に効力を発する。
 - 7) ロシア共和国の国家勲章を授与し、名誉称号を授与する。
 - 8) ロシア共和国の裁判所によって有罪とされた市民の特赦の権利を行使する。
- ② 大統領は、その権限にしたがい、ロシア共和国の憲法および法律に基づいて、大統領令を公布する。

第138条 任期満了前の大統領の権限の停止

- ① 大統領がロシア共和国の憲法および法律を侵害した場合、その任期満了前にこれをリコールすることができる。
- ② 大統領のリコール問題は、500万人以上の選挙人、ロシア共和国最高会議およびその各院、最高会議幹部会および最高会議人権問題全権がこれを提起することができる。
- ③ 大統領のリコールに関する決定は、しかるべき憲法裁判所の判断を得た後に、最高会議が、最高会議代議員総数の3分の2以上の投票によってこれを採択する。
- ④ 大統領が、病気、または法律に定めるその他の理由によりその職務を遂行できない場合は、新しい国家元首が選ばれるまでの間、大統領職務の遂行は、臨時に最高会議議長に委ねられ、その者がこの職務を遂行できない場合は、大臣会議議長がこれを務める。

第18章 ロシア共和国連邦評議会

第139条 連邦評議会の構成

- ① 連邦評議会は、共和国最高会議議長、自治州、自治管区、地方および州の人民代議ソビエト議長からこれを構成する。ロシア共和国連邦評議会は、ロシア共和国大統領がこれを主宰する。
- ② 連邦評議会の会議には、ロシア共和国最高会議議長および大臣会議議長が参加する。

第140条 連邦評議会の権限

ロシア共和国連邦評議会は、以下の事項を行う。

- 1) 共和国間および民族間の関係領域における政策の実施に関する措置を決定する。
- 2) ソ連邦条約および連邦条約の遵守を監督し、民族間関係における紛争の規制を行う。
- 3) ロシア共和国の共和国、自治州（管区）、地方および州の全ロシア的課題の諸問題の解決への参加を促す。
- 4) ロシア共和国の国際条約および共和国間条約の交渉および調印の事項を大統領に委ねる
- 5) 社会・系勢的および民族・文化的発展の共和国プログラムの実現に関する調和的（合意による）措置を作成する。

- 6) ロシア共和国の上級の国家的ポストの候補者の推薦、ならびにロシア共和国の国際条約および共和国間条約の締結に同意を与える。
- 7) 民族間関係の改善およびロシア共和国の強化をめざすその他の機能を遂行する。

第141条 連邦評議会の決定

- ① 連邦評議会は、必要に応じ、四半期に1回以上、ロシア共和国大統領がこれを招集する。連邦評議会は、また共和国、自治州（管区）、または連邦評議会の構成員の10人以上もこれを招集する（ことができる）。
- ② 連邦評議会の決定は、共和国および自治州の代表グループ、ならびに地方および州の代表グループにおいてその投票の多数によってこれを採択する。連邦評議会の決定は、大統領令としてこれを公布する。

第19章 ロシア共和国大臣会議

第142条 最高執行機関

ロシア共和国大臣会議（政府）は、ロシア共和国の国家権力の最高執行機関である。

第143条 大臣会議議長の選出

- ① ロシア共和国大臣会議議長は、大統領の提案により、共和国院および民族院の合同会議により最高会議がこれを選出する。
- ② 大統領の提案する候補者が選ばれなかった場合、最高会議は代議員グループの推薦する候補者のうちから大臣会議議長を選出する。

第144条 大臣会議の構成

- ① 大臣会議議長は、選出後10日以内に最高会議に対し政府プログラムを提出する。大臣会議の構成員は、政府プログラムの承認の後に大臣会議議長の提案に基づき最高会議がこれを承認する。
- ② 大臣会議の構成には、ロシア共和国に加入する共和国の大臣会議議長がその職により加わる。
- ③ その他の者が、大臣会議の構成に加わり、その活動に参加する場合は、法律によってこれを定める。

第145条 大臣会議幹部会

国家行政の保障に関する運用上の決定を採択する大臣会議の常設機関として、大臣会議議長、第1副議長および副議長、および政府の決定によるその他の政府メンバーからなる大臣会議幹部会が活動する。

第146条 大臣会議およびその議長の責任

- ① ロシア共和国大臣会議は、最高会議が承認した政府プログラムの実現に対して全責任を負う。

- ② 大臣会議議長は、最高会議に対して政府の活動の責任を負う。
- ③ 大臣会議議長または大臣会議全体に対する最高会議の不信任決議が可決された場合、政府は総辞職しなければならない。

第147条 大臣会議の法創造への参加

ロシア共和国大臣会議は、最高会議の会議で審議されるべきあらゆる法案について判断を与えることができる。大臣会議は、最高会議が採択した法律に同意できない場合、最高会議による再議問題を提起することができる。

第148条 大臣会議の法的アクト

ロシア共和国大臣会議は、その権限の範囲で、ロシア共和国の全領域において執行を義務づけられる決定および処分を公布する。

第149条 大臣会議法

ロシア共和国大臣会議の権限、構成および活動手続、他の国家機関との相互関係、ならびに連邦・共和国的または共和国の省、国家委員会およびその他の中央国家行政機関のリストは、ロシア共和国大臣会議法によってこれを定める。

第20章 地方人民代議員ソビエトおよび地方自治

第150条 国家権力機関および自治機関のシステムにおける地方ソビエト

- ① 地方人民代議員ソビエトは、国家権力の代表機関であり、地方自治の基礎的単位である。地方自治のシステムは、地方ソビエトの執行機関およびその他の機関、地域的、社会的自治機関をこれに含む。地方人民代議員ソビエトおよび地方自治機関は、その権限の範囲内で、その地域の経済的、社会・文化的、エコロジー的およびその他の諸問題を自主的に解決する。
- ② 共和国、自治的形成、地方、州は、ロシア共和国の憲法および法律にしたがって、地方自治のシステムおよびその権限の範囲を自主的に決定する。

第151条 地方ソビエトの選挙

人民代議員ソビエトは、地域的および生産的選挙区ごとに3年任期で住民がこれを選挙する。地方ソビエト代議員は、選挙人の利益を代表し、選挙人に対して報告し、選挙人のナカースによってその活動を指導される。地方人民代議員ソビエトは、基本的活動から離れることなくその権限を行使する。

- ① さまざまのレベルの地方人民代議員ソビエトおよび**第152条 地方ソビエトおよび自治機関の権限**地方自治機関の権限は、法律によってこれを定める。これらは、その権限の範囲内で、住民の利益や地域の社会・経済的、エコロジー的およびその他の特殊性に基づき、自主的に活動する。

② 地方人民代議員ソビエトおよび地方自治機関は、市民の利益、企業の経済的独立に立脚し、全国家的利益を考慮して、地方的意義を有するすべての諸問題を解決する。地方人民代議員ソビエトは、その領域において、国家的、経済的および社会・文化的建設を指導し、その総合的な経済的および社会的発展を保障し、地方予算を承認し、公有財産（自治体所有）および金融資産を処分し、ならびに、地方税および手数料を課し、経済活動を行う権利を有する。

第153条 ソビエト、その機関および自治機関の権限の区分

- ① 地方自治は、法律の定める人民代議員ソビエト、その執行およびその他の機関、ならびに地域的自治機関の権限の区分に基づいて、これを行う。
- ② 地方人民代議員ソビエトおよび地方自治機関は、その活動およびアクトにたいして全責任を負い、地域の総合的発展、市民の権利、自由、法的利害および義務の保障のために不断に相互作用に努める。

第154条 地方ソビエトの決定

- ① 地方人民代議員ソビエトは、その権限の範囲内で、下級の人民代議員ソビエトおよび地方自治機関、その領域にあるすべての企業、施設、団体、公務員および市民による執行を義務づける決定を採択する。法令に違反する下級の人民代議員ソビエトの決定は、上級のソビエトによってこれを取り消される。地方人民代議員ソビエトおよび地方自治機関の間の不一致は、法律の定める手続によってこれを解決する。
- ② 地方人民代議員ソビエトによって設置される執行およびその他の機関は、その活動につきこれに対して報告義務を負う。法令に違反するその決定は、上級機関によって組織され、それに対応する人民代議員ソビエトがこれを取り消す。

第5編 裁判。適法性および法秩序の保護

第21章 裁判システム

第155条 裁判所のみによる裁判の実施

- ① ロシア共和国における裁判は、裁判所によってのみこれを行う。裁判は、立法権および執行権、ならびに社会団体、政党および運動体から独立である。何人も、憲法が定める裁判機関を除き、裁判権の機能または権限をもつことはできない。
- ② 裁判は、ロシア共和国の憲法体制、市民の権利および自由の擁護、立法権および執行権のアクトのロシア共和国憲法への適合の保障、法律の執行および適用に際しての適法性および公正の保障を自らからの任務とする。

第156条 事件の審理の公開

事件の審理は、すべての裁判において公開される。非公開法廷における聴聞は、法律に定めがあり、それがすべての裁判手続を遵守して行われる場合にのみ許される。

第157条 裁判的アクトの義務

- ① 裁判は、憲法、仲裁および一般（民事、刑事および行政）裁判によってこれを実現する。
- ② 裁判権の定めるアクトの施行は、すべての国家的および社会的諸機関、公務員（役職者）および市民にとって義務的であり、ロシア共和国の全領域において執行を義務づけられ、ソ連邦およびその連邦（ソ連邦）構成共和国の法律にしたがって、ソ連邦の全領域でその執行を義務づけられる。
- ③ 裁判権のアクトの施行の不履行、裁判の活動への干渉、裁判所に対して尊敬しない態度（の現出）は、法律の定める責任を追及する。

第158条 ロシア共和国憲法裁判所

- ① ロシア共和国憲法裁判所は、
 - 1) 最高会議の採択した法律およびその他のアクト、大統領令、大臣会議の決定および処分の憲法適合性に関する事件を解決し、
 - 2) ロシア共和国とその構成主体、地方、州の間、連邦構成主体、地方および州の間、ロシア共和国の最高国家機関相互の間、社会団体と国家機関の間、ならびにロシア共和国の社会団体の間の憲法・法的紛争を解決し、
 - 3) ロシア共和国最高会議の要求により、ロシア共和国憲法の解釈を与え、大統領の行為の憲法適合性についての判断を行い、
 - 4) ロシア共和国の国際条約および共和国間条約の憲法適合性についての決定を行う。
- ② ロシア共和国憲法裁判所長官は、その権限の行使において独立であり、ロシア共和国憲法にのみ従う。
- ③ 憲法裁判所の決定は、最終的なものであって、上訴することはできない。
- ④ 憲法裁判所によって憲法に適合しないとされた法律もしくはその他の規範的アクトまたはそれらの一部は、その効力を失う。
- ⑤ 憲法裁判所の組織および活動の手続は、憲法裁判所法によってこれを定める。

第159条 ロシア共和国仲裁裁判所

- ① ロシア共和国最高仲裁裁判所およびその下級仲裁裁判所は、企業、施設および団体の間の経済紛争についての事件を審理する。
- ② 仲裁裁判所は、対応する人民代議員ソビエトがこれを選出する。

- ③ 仲裁裁判所の権限および活動の手続は、ロシア共和国における国家仲裁についての法律がこれを定める。

第160条 一般管轄裁判所

ロシア共和国最高裁判所、ロシア連邦構成主体最高裁判所、地方、州および地区（市）人民裁判所は、民事、刑事および行政事件を審理する。その他の裁判所は、ロシア共和国の法律に基づく場合にのみこれを設置することができる。

第22章 一般管轄裁判所の地位

第161条 ロシア共和国最高裁判所

- ① ロシア共和国最高裁判所は、ロシア共和国における裁判所の裁判活動に対する監督を行い、民事および刑事事件を審理する。
- ② ロシア共和国最高裁判所の組織および活動の手続は、ロシア共和国最高裁判所法によってこれを規制する。

第162条 事件審理の合議制

事件の審理は、すべての裁判所において、合議制によってこれを行う。第1審においては人民陪席判事が参加し、法律が定める場合には陪審員が参加する。裁判官による事件の単独審理は、法律に特段の定めがある場合にのみ許される。

第163条 裁判官および陪席判事の独立

- ① 裁判官、人民陪席判事および陪審員は、独立であり、内面的信念にしたがい、法律にのみ服従する。
- ② 上記の者には、その権利および義務を妨害のなく、かつ首尾よく行使するための条件が保障される。
- ③ 裁判の実施に関する裁判官、人民陪席判事および陪審員の活動に対する干渉は、禁止される。これらの者の独立の保障は、ソ連邦およびロシア共和国の裁判官の地位についての法律、ならびにその他の法令によってこれを定める。

第164条 裁判所の選挙制

- ① ロシア共和国におけるすべての裁判所は、選挙制原則によって構成される。判事は、市民が普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを選挙する。
- ② 人民陪席判事は、3年の任期で、その就労場所または居住地において、市民の集会が公開投票でこれを選挙する。
- ③ 人民陪席判事および陪審員の勤労報酬は、国庫によってこれを支払う。

第165条 裁判官および陪席判事の任期

- ① すべての裁判官は、終身で選ばれ、本人の希望および能力および選挙人の意思に合致する間はその職務を遂行する。
- ② 裁判官および人民陪席判事は、本人の希望、健康状態により、または他の職への選挙もしくは本人の同意による転職により、その義務の遂行を解くことができる。
- ③ 裁判官および人民陪席判事は、適法性を侵害しもしくはその高い地位にふさわしくない犯罪を遂行した場合、または法律の定める手続による裁判所の有罪判決の執行に基づいて、その職を剥解かれる。

第23章 適法性および法秩序の保護

第166条 適法性および法秩序保護のシステム

- ① ロシア共和国の領域における適法性および法秩序の保護に、ロシア共和国の立法、執行および司法の三権、検察機関、捜査取調および国家保安機関、弁護士会、社会団体、労働集団および市民が参加する。
- ② 適法性および法秩序を擁護するロシア共和国の国家機関とその領域内で活動するソ連邦の連邦機関の権限の区分は、ソ連邦の連邦条約によってこれを定める。
- ③ ロシア共和国検事、捜査取調委員会および国家保安委員会は、立法権に対して報告義務を負う法保護機関である。司法および内務の諸機関は、ロシア共和国の執行権に対して報告義務を負う法保護機関である。ロシア共和国の法律に基づいて、その他の国家的な法保護機関を設置することができる。
- ④ ロシア共和国の法令にしたがい、諜報活動、捜査またはその他の犯罪との闘争に関する特殊な機能を独立して行う、私的団体、協同組合および社会団体またはそれらの下部組織を創設し、またはそれらを活動させることは、これを禁止する。
- ⑤ 社会団体は、適法性および法秩序、市民の権利および自由の保護のために、ロシア共和国およびソ連邦の法律にしたがって国家の法保護機関に協力することができる。

第167条 法保護機関の活動の独立

- ① 何人も、法保護機関の合法的活動に干渉することはできない。この機関の協力者は、その職務機能の遂行に際して、法律の要請にしたがい、社会団体、政党および運動の決定に拘束されない。
- ② ロシア共和国の法保護機関は、その活動を調整し、ソ連邦およびそれを構成する他の共和国のそれぞれの対応する機関と経験を交流し、適法性および法秩序を保障する外国の組織または国際組織と協力する。

第168条 ロシア共和国検察庁

- ① ロシア共和国検事およびそれに従属する検事は、ロシア共和国の領域において効力を有するソ連邦およびロシア共和国の法律ならびに批准された国際法上のアクトの、ロシア共和国の最高会議および大臣会議、共和国の最高会議および大臣会議を除くすべての国家的、社会的機関、公務員および市民による全地域に正確かつ一様な執行および適用に対する監督を行う。
- ② 検事は、いかなる地方機関からも独立して、その権限を行使する。
- ③ ロシア共和国検事は、5年任期で、ソ連邦検事総長の同意を得て、ロシア共和国最高会議がこれを任命する。
- ④ ロシア共和国検察庁の組織および活動の手続は、ロシア共和国検察庁法によってこれを定める。

第169条 ロシア共和国国家保安委員会

- ① ロシア共和国国家保安委員会およびその諸機関は、その権限の範囲内で、ロシア共和国における適法性および法秩序、その主権および領土保全を保護する。
- ② ロシア共和国国家保安委員会議長は、ソ連邦国家保安委員会議長の同意を得て、5年の任期で最高会議によって任命され、ロシア共和国最高会議に対して報告義務を負い、ソ連邦の排他的権限またはロシア共和国およびソ連邦の共同管轄事項とされる諸問題については、ソ連邦国家保安委員会に対しても報告の義務を負う。
- ③ ロシア共和国国家保安委員会の組織および活動の手続は、ロシア共和国およびソ連邦の法律によってこれを定める。

第170条 ロシア共和国捜査取調委員会

- ① ロシア共和国捜査取調委員会およびその機関は、犯罪事件の予審、ロシア共和国およびソ連邦の法律にしたがってロシア共和国の権限とされた犯罪との闘争を行う。
- ② 捜査取調委員会議長は、ソ連邦捜査取調委員会議長の同意を得て、5年の任期で最高会議によって選挙され、最高会議に対して報告義務負い、責任を負い、ソ連邦の法令が定める諸問題については、ソ連邦捜査取調委員会議長にも対しても報告の義務を負う。
- ③ ロシア共和国捜査取調委員会の組織および活動の手続は、捜査取調委員会法がこれを定める。

第171条 ロシア共和国の弁護士制度

- ① 市民および団体に対する法律援助は、弁護士会およびその他の自発的弁護士団体、弁護士事務所および弁護士会社、または弁護士の職の資格をもつ個人がこれを行う。
- ② 法律に定めがある場合、市民に対する法律援助は無料でこれを行う。
- ③ ロシア共和国における弁護士の組織および活動手続は、法律によってこれを定める。

第172条 市民の適法性および法秩序の保護への参加

ロシア共和国市民は、裁判の実施に参加し、法保護機関の任務の遂行に協力し、法律によって認められた権利侵害に対する対抗手段を自主的に行使する。

第6編 最終条項および移行規定

第173条 ロシア共和国の首都および国家的象徴

- ① ロシア・ソビエト連邦社会主义共和国の首都は、モスクワ市である。
- ② ロシア共和国の象徴である国旗および国章は、法律によってこれを定める。
- ③ ロシア共和国の国歌は、最高会議の決定によってこれを承認する。

第174条 ロシア共和国憲法の採択および改正手続

- ① ロシア共和国憲法は、ロシア共和国人民代議員大会がこれを採択し、ロシア共和国人民代議員の総数の3分の2以上の投票によってこれを改正する。
- ② ロシア共和国憲法の改正のために、ロシア共和国最高会議の代議員総数の3分の1以上、連邦構成主体の3分の1以上、または地方および州の3分の1以上の要求に基づき、全ロシア的なレフェレンдумを実施することができる。

第175条 ロシア共和国憲法の発効

ロシア共和国憲法は、ロシア共和国最高会議の公式出版として公刊された日の翌日からこれを施行する。

第176条 移行規定

- ① ロシア共和国憲法の施行にともない、ロシア共和国人民代議員大会は、人民代議員の任期満了前の権限の減および最高会議の選挙の実施に関する決定、または人民代議員の任期満了によりその権限の消滅する人民代議員大会の最高会議への改組に関する決定を採択する。
- ② ロシア共和国人民代議員大会は、この憲法の施行手続およびその他の移行規定を定める。

[完]